平成29年度第6回多良木町議会(2月会議)																				
招集年月日	平成30年 2月 6日																			
招集の場所	多良木町議会議場																			
議会日時及び	開		平成30年 2月 6日 午前 9時 30分																	
開閉宣告	散会				平成30年 2月 6日						午前 9時 54分									
	議	席	番	号	出	欠	氏			名	議	席	番	备 号	出	欠	氏			名
応招 (不応招)			1				村	Ц	1	昇			7		\subset)	髙	橋	裕	子
議員及び出席			2		C)	林	田	俊	策			8		С)	源	嶋	たま	ミみ
欠席議員			3		C)	中	村	正	德			9		С)	久	保日	国司	治
〇 出席			4		C)	瀬	崎	哲	弘			10		С)	宇	佐	信	行
× 欠席			5		C)	山	中	1	馨			11		С)	豊	永	好	
△ 不応招			6				魚	住	憲				12		С		坂		-	法
会議録署名議員		7	番		髙	*	喬	1	谷	子		8	3番		源	嶋		た	ま	み
職務のため出席し た者の職氏名	事	務	局	長	仲	J		J		人	議	事	参	事	執	ħ	万		曲	美
	職			名	氏					名	職			名	氏					名
	町			長	古	瀬		浩		郎				課長	大	イ			浩	文
説明のため出席	副	<u> </u>	丁 一	長	島		<u>H</u>		呆	信	教	育	振	興課	中	木			綾	子
した者の職氏名	教	Ī	育	長	佐	月	泰	=	邦	壽	健	康・作	呆険	課長	東		健		_	郎
		計作	章 理	者	前	F	日	7	和	博				険 課	<u> </u>	須		研	太	郎
	総	務	課	長	-		本		和					課長		ŧ			<u> </u>	久
	-		果主		-	木	_	庄						祉 課	-	仔	-		広	睦
	_		光調	•	岡		<u> </u>		雅					課長	<u> </u>	濱		ゆ		\
	<u> </u>		見 光		<u> </u>	j		-	直					策課	-	月			美 	紀
	税		課	長		_	<u> </u>		1 7.					課長	_	本			昭	洋
	税典		务 		木皿		下 		孝 — 比					備課	-	/R			裕 山	一
			務局	-			<u>逃</u>		<u>特</u>		農		: 		久去	保			出 En	信
	会	F	<u> </u>	至	上	村		由	夫	十	農		林	課	赤	J			和	幸

会議に付した事件

報告第13号	損害賠償の額を定めることについて
議案第37号	平成29年度多良木町一般会計補正予算(第7号)

開議の宣告

(午前 9 時 30 分開議)

〇議長(村山 昇君)ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

本日の会議は、日程等の都合によって、特に午前9時30分に繰り上げて開くことにいたします。

ただいまから、平成29年度第6回多良木町議会(2月会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

会議日程及び議事日程については、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、お手元に配付しておきました日程表のとおりとし、議事を進めてまいります。

日程第1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(村山 昇君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、7 番髙橋裕子さん、8 番源嶋たまみさんの 両名を指名いたします。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎君。

〇町長(吉瀬浩一郎君) それでは私の方から提案理由の説明をさせていただきます。

今回、ご審議をお願いいたしますのは、専決処分の報告が 1 件及び平成 29 年度一般会計 補正予算(第7号)でございます。

損害賠償の額を定める件につきましては、町道敷を走行中の自動車の損傷に対する補償で ございます。

また、補正予算につきましては、緊急に対応すべきものといたしまして、農業関係の補助 事業の採択内示に伴うものが2件、黒肥地小学校プールサイド改修事業に伴う補正予算が1 件、計3件の増額補正をお願いいたしたいというふうに考えております。

詳細につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご 可決をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。

よろしくお願いします。

○議長(村山 昇君) 町長の提案理由の説明が終わりました。

これから、専決処分の報告を行います。

日程第2 「報告第 13 号」 損害賠償の額を定めることについて

○議長(村山 昇君)それでは、日程第 2、報告第 13 号、損害賠償の額を定めることについて 議題といたします。

報告を求めます。

松本総務課長。

○総務課長(松本和則君) それでは、専決処分の報告について説明を申し上げます。報告第 13 号、専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定 に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

専決処分書の写しを添付しております。次のページをお願いいたします。

専決処分第4号、1、専決処分した事件、損害賠償の額を定めることについて、2、相手方、

熊本県球磨郡多良木町大字多良木 2157 番地 黒木雄一、3、専決処分の理由、平成 30 年 1 月 10 日午前 11 時黒木雄一氏が所有する軽貨物自動車を運転し、多良木町大字多良木字下鶴 地内において、町道下鶴新地 1 号線から町道下鶴線へ進入しようと交差点を横断する側溝を 通過した際、側溝ふたが脱落し、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談を成立するため、その損害賠償額の決定について、 地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定 により専決処分するものでございます。

4、専決処分の内容ですけども、損害賠償額といたしまして、車両修繕費が 4,536 円、車両運搬費が 3,240 円、損害賠償額の合計で 7,776 円。平成 30 年 1 月 29 日専決処分をしております。

なお、この損害賠償につきましては、町の総合賠償保険の方から対応するものでございます。

以上で説明終わります。

○議長(村山 昇君)報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番久保田武治君。

〇9番(久保田武治君) 今回の事故はですね、軽微な事故で不幸中の幸いだったというふうに 思うんですが、例えば、人身事故を伴うですね、事故になって後遺症だとかそういうこと がありますと多額の損害賠償を町が負うというそういう問題ですね。

それとあわせて何よりも住民の生活上の安全をどう確保するかそのことが大変やはり問われてきているそういう事故だというふうに思うんで、そこでお尋ねしたいんですが、側溝や側溝のふたのですね、いわゆる管理点検、これは現在どのように行われているのか。

あるいは今後どのように対策を講じていかれるおつもりなのか、その点について明らかに していただきたいと思います。

- **〇議長(村山 昇君)**小林環境整備課長。
- ○環境整備課長(小林昭洋君) お答えいたします。議員ご質問の道路管理につきまして、道路 法その他法令関係等で道路の管理者としての責務がありますが、今回の側溝ぶた等の脱落 の予見につきましては、担当課といたしましては現在、定期的かつ道路の現場あたりに行 く際に不定期に見回っておる状態でございます。

また、その他としまして区長様や地域の住民の方からいろんな道路の欠落箇所とかの情報 あたりを受けとるわけでございますが、100 パーセント把握できているということでは困難 でございます。

最近は経年劣化等も進んでおりまして、民間の道路パトロールのですね、業務委託によりまして、現在、1年間に 400 万等をつぎ込みまして、南北に分かれまして民間による道路管理業務委託を行っております。

しかしながら、これでも 100 パーセント予見するにつきましては不可能な状態、困難な状態でございます。

今後、今回のケースは目視によります外見からの点検では中の側溝ぶたを支える側溝の受けが欠落しておりまして、経年劣化による側溝ぶたが欠落、脱落したものでございます。

こういった形によるケースが今後多数見られることは予見できますので、今後、これらに つきまして、財政的な経費もございますが、いろいろと予見できない困難な場合が出てまい ります。

現在のところ可能な限り道路管理者としての責務を果たすために、先ほど議員もおっしゃったように人身事故が発生しなかったでよかったものの、重大な事故につながる可能性が多い道路のケースでございます。

できる限りの努力はいたしますが、100 パーセント管理できるということに関しましては、 現在のところ不可能な状態でございます。

以上、説明終わります。

- **〇議長(村山 昇君)**9番久保田武治君。
- **〇9番(久保田武治君)** 今、課長から細かく答弁がありましたが、町長の基本的な考え方、構 えについてお伺いしたいと思います。
- 〇議長(村山 昇君) 町長吉瀬浩一郎君。
- **〇町長(吉瀬浩一郎君)** 今、担当課長がお答えしましたが、やはり今回の事案については定期的なパトロール、不定期のパトロールと言っていましたが、定期的なパトロールを今から継続していく必要があるのかなというふうに思います。

それからなかなか見つけづらいところであったということが一つ、老朽化によるものであるということですよね。

ですからその老朽化、経年も含めて何年経っているのか、その道路の状況というのはやはり職員が少ない中ではありますけれども委託も含めて、事故がないようにですね、そこは住民の方々の生命にかかわってくるような事故になってくるとまたこれは非常に大変なことになりますので、そこは十分注意しながら定期的なパトロールをできるような形を、そういう仕組みづくりをこれから協議していかなければならないかなというふうに思っております。

○議長(村山 昇君) ほかに質疑ありません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(村山 昇君)これで質疑を終わります。

これで報告第13号、損害賠償の額を定めることについての報告を終わります。以上で、専決処分の報告が終わりました。

日程第3 「議案第37号」 平成29年度多良木町一般会計補正予算(第7号)

〇議長(村山 昇君) 次に、日程第 3、議案第 37 号、平成 29 年度多良木町一般会計補正予算 (第7号)を議題といたします。

説明を求めます。

松本総務課長。

〇総務課長(松本和則君) 議案第 37 号について説明を申し上げます。平成 29 年度多良木町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,395万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9,421万円とするものでございます。

事項別明細書で説明を申し上げますので、8 ページをお願いいたします。歳入でございますけども、款の 9、地方交付税、普通交付税を 88 万 2,000 円計上しております。今回の一般財源の調整財源でございます。

款の14、県支出金、県補助金の目の4、農林水産業費県補助金です。説明欄でございますけども、強い農業づくり事業費県補助金8,109万2,000円、経営体育成支援事業費県補助金197万7,000円これにつきましては県補助金と同額を歳出の方で支出しておりますので、歳出の方で説明を申し上げたいと思います。

9 ページをお願いいたします。款の 6、農林水産業費、農業費の目の 3、農業振興費です。 負担金補助及び交付金としましての補助金です。生産技術高度化施設整備費補助 8,109 万 2,000 円でございます。

これは低コスト耐候性ハウスということで3棟分の補助でございます。事業主体は球磨トマト生産管理組合です。総事業費は1億7,751万4,000円でございます。1月24日に内示

があっております。

その下の経営体育成支援事業費補助、町内認定農業者1件の農業用機械導入でございます。 トラクター1台、ウイングハロー1台、197万7,000円でございますけども、総事業費は659万円でございます。

これにつきましては1月31日付けで内示予定となっております。

款の 10、教育費、小学校費の学校管理費です。工事請負費の黒肥地小学校プールサイド 改修工事でございますけども、今回のプールサイド改修工事におきまして、寒気や天候によ り工期が延長となったこと。

また、このプールサイドのモルタルの下地が予想よりもこう傷んでいて、工事内容が急遽 変更になったということで今回補正をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長(村山 昇君)説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番瀬崎哲弘君。

○4番(瀬崎哲弘君) ただいま説明を受けました農林水産業費の中の生産総合事業の強い農業づくり交付金事業ということで、事業主体が球磨トマト生産管理組合ということで、トンネル事業ではございますが、私たち議員、私が知りたいのは、多良木にトマトの専業農家というものが何軒あるのか。

そして、ここの中で、球磨トマト生産管理組合というのは、多良木だけじゃないと思うんですが、多良木が何軒あって、例えば、ここで2軒が今回の事業で県の補助をいただくわけなんですが、このハウスを作ることによって、どれだけの生産量が増えて、例えば、金額にして増えているのか、少しこう情報として知りたいもんですから教えていただきたいと思います。

- **〇議長(村山 昇君)** 久保農林課長。
- **〇農林課長(久保日出信君)** はい、お答え申し上げます。町内のトマト生産農家につきましては、ちょっと今手元に資料ございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

今回のトマト、球磨トマト生産管理組合でございますけども、今回1法人2の個人の経営者ということが結成されました団体でございまして、今回、トマトの収量の増加と反収の増加とそれと秀品ですね、高品質なトマトの生産率を高めるということで計画をなされております。

今現状で反収が約1万3,000トンほどございますけども、これを1万5,000トンに引き上げということと、それから秀品率につきましても、今、約67パーセントを72パーセントに引き上げるということを目標に掲げまして、今回の事業に取り組むということになっております。

以上でございます。

- **〇議長(村山 昇君)**4番瀬崎哲弘君。
- ○4番(瀬崎哲弘君) 突然にこういうことをお尋ねしているから答えがなかなか聞きたいことが聞けなかったんですが、今度の議会までに、定例でも何かそういう情報としてですね、例えばイチゴ生産農家が何軒あってどれぐらい作っているかとか、そういう基幹産業の例えば、たばことか水稲とか、畜産なんかはよく聞くんですが、ほかにもこういう専業農家というのはどれぐらいあるのか。

そして、多良木町のその生産量としての金額はどれぐらいあるかということをまた教えていただけば助かると思います。

それは次の機会で結構でございます。議員に配付で結構でございます。

終わります。

- **〇議長(村山 昇君)**ほかに質疑ありませんか。
 - 9番久保田武治君。
- ○9番(久保田武治君) 今の質問に関連してなんですが、補助事業としては金額がですね、かなり高額になっていますので、今回の場合はいわゆる採択の要件、条件、つまり手を挙げられる方はどのような条件によって、今回申請をされて採択されたのか、その辺のことが経過含めて、もしおわかりになれば簡潔で結構ですので、お答えいただければと思うんですが。
- 〇議長(村山 昇君) 久保農林課長。
- **〇農林課長(久保日出信君)** お答え申し上げます。今回の管理組合でございますけども、事業の採択要件としまして、国の強い農業づくり交付金の要件になるわけですけども、まず受益農業従事者が5名以上であることというのがあります。

それから先ほど議員の方、瀬崎議員の方にもお答えいたしますけども、成果目標がかけていること。

それから総事業費につきましては 5,000 万以上であることというのが主な採択要件となっております。

以上です。

- **〇議長(村山 昇君)**9番久保田武治君。
- **〇9番(久保田武治君)** 今の質問理解をいたしましたが、それともう一つ、その経営体育成の 支援事業についてちょっとお尋ねをしたいんですが、よろしいでしょうか。

じゃあちょっと今から質問申し上げますね。

えっとですね、これは認定農家っていう説明だったと思うんですが、そもそもこの事業は、 目的は一体何かということと、それからこの事業には何人の方が手を挙げられて、採択要件、 これ一体どういうものだったのかということについてまずお伺いしたいと思います。

- **〇議長(村山 昇君)** 久保農林課長。
- **〇農林課長(久保日出信君)**経営体育成支援事業でございますけども、こちらが地域の担い手でございます認定農家等がですね、融資を活用して農業機械等の施設を導入する事業ということで、国の補助事業でございます。

要件といたしましては、まず単年度で完了、事業が完了することと、それから事業費につきまして 50 万円以上であることそれから耐用年数につきましては、おおむね 5 年以上の物品であること。

また、トラック等の汎用性の高いものについては採択しないというような条件がございまして、今回、町の方で照会をかけましたところ、1件の要望がございまして、そちらの方について申請を行ったところでございます。

以上です。

- **〇9番(久保田武治君)**終わります。
- ○議長(村山 昇君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山 昇君)討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、平成29年度多良木町一般会計補正予算(第7号)は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を 議長に一任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(村山 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。 これで、本日の日程は全部終了いたしました。 会議を閉じます。

〇議長(村山 昇君)平成 29 年度第 6 回多良木町議会(2 月会議)を閉じます。

お疲れさんでございました。

(午前 9 時 54 分散会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長 村山 昇

多良木町議会議員 髙橋 裕子

多良木町議会議員 源嶋 たまみ